第5章

計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理と評価

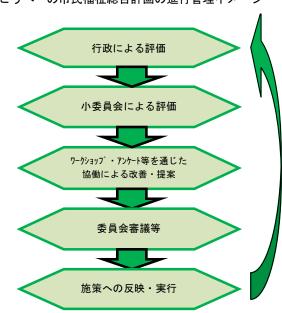
「"こうべ"の市民福祉総合計画 2020」の実施期間である平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取組みを行う重要な期間です。

期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の 進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、新しい目標に取り 組むなど、柔軟に見直していくこととします。

計画の進行及び成果の検証・評価、さらには、情勢の変化を踏まえた新たな協働の 取組み方策の企画・立案にあたっては、市民福祉調査委員会に小委員会を設けるなど して、市民・事業者・行政がともに、検証・評価~企画・立案に参加することにより、 過程の「見える化」を図っていきます。

また、地域福祉ネットワーカー、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、NPO等が、地域の課題の変化をとらえ、変化に対応するような施策の改善・変更を提案できる機会を設けるなど、協働による地域福祉の推進を図っていきます。

制度を横断する仕組みについては、行政内部で局間、局と区との議論を進めるとともに、国・県・他の地方公共団体と意見交換することにより、市民福祉の向上を図っていきます。



"こうべ"の市民福祉総合計画の進行管理イメージ

2. 計画の目指すべき姿

1. 市民が安全に安心してくらせるための確かな土壌 ~フォーマルサービスの安定的供給~

 2016年度 (平成28年度)
 2017年度 (平成29年度)
 2018年度 (平成30年度)
 2019年度 (平成31年度)
 2020年度 (平成32年度)

- (1) 福祉サービスの充実と包括的な供給
 - 〇 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 〇 福祉における個人情報の保護と情報の共有化
- 〇 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- (2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保
 - 〇 権利擁護/虐待防止の取組み
 - ユニバーサルデザインのまちづくり
 - 〇 地域での居住の安定確保への支援
- 共生型(多世代交流・多機能型)福祉拠点の展開

く目指すべき姿>

- ・福祉サービスが様々な取組みにより充実し、また複合的な課題にも包括的に対応できる 相談支援体制の整備が進んでいる。
- 権利擁護の取組みや人々の多様性への理解が進み、その人らしい生き方が尊重される地域生活が確保されつつある。

2. 市民が地域福祉の主役になるために

~市民の能動的参画の促進~

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	(平成32年度)

- (1) 市民が参画できる仕組みづくり
 - 〇 市民が参画しやすい環境整備
- (2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策
 - 〇 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
 - 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり
 - 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
 - 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開
- 〇 学校を拠点とした地域交流
- (3) 市民の活動が定着するための方策
- 〇 ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進
- 〇 地域ボランティア活動の促進

く目指すべき姿>

地域福祉活動に関心をもつ多様な主体の参加が広がる中、地域の課題が地域で共有され 住民が主体となって課題への対応に意思決定していくことの大切さへの理解が広まって いる。

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ~地域福祉のプラットホームの構築~

 2016年度 (平成28年度)
 2017年度 (平成29年度)
 2018年度 (平成30年度)
 2019年度 (平成31年度)
 2020年度 (平成32年度)

- (1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 (区単位のネットワーク)
 - 〇 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応
 - 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり
- (2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 (身近な地域におけるネットワーク)
 - 地域における多様な主体による協議の場づくり
- ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携
- 〇 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 〇 医療・福祉の幅広い連携
- (3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み
 - 〇 「地域支え合い活動」の充実
 - 〇 災害時における要援護者への支援体制の整備

く目指すべき姿>

- ・地域において様々な主体によるネットワークが構築され、支援が必要な人に早期にフォーマル又はインフォーマルな支援を届ける仕組みができている。
- 地域では課題の解決を目指す協議の場が開かれ、地域の課題を地域で解決できつつあり、必要に応じて区レベルの施策に反映される仕組みも機能し始めている。

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために

~「しごと」と生活の安定~

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	(平成32年度)

- (1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり
 - 〇 「しごと」の"地産地育"に向けたコミュニティビジネスの展開
- 〇 多様な働き方の確保

く目指すべき姿>

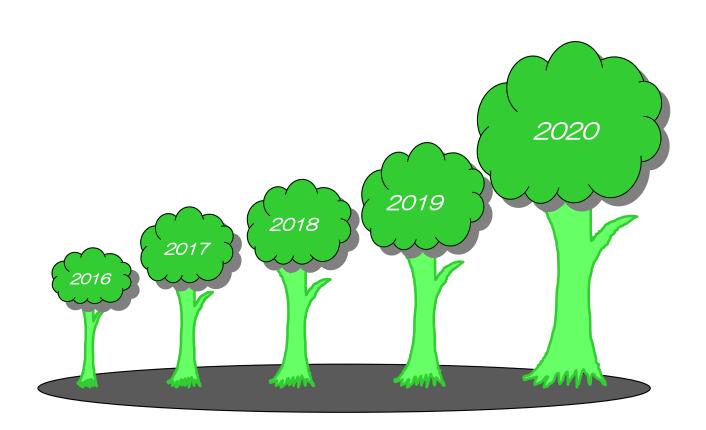
- ・地域の課題を、有償の仕組みを取り入れた地域住民の支え合いで解決する取組みが進み、ボランティアと一般的な雇用の間に位置づけられる多様な「しごと」の創出が増えてきている。
- 一般的な就労だけでなく、中間的就労など多様な働き方を確保する取組みが進み、誰もが「しごと」を確保できる環境が整いつつある。

さらに 10 年・15 年先の神戸においても、市民一人ひとりが自らと家族の生活自立・ 維持向上に努めるとともに、より多くの市民が、自らの知識・知恵・技術を生かし率 先して市民福祉の向上に取り組んでいる姿を目指します。

また、事業者及び行政が有している知識・技術や建物・設備等が、より普遍的に市民福祉の向上のために生かされるよう取り組んでいきます。

これからも、少子・高齢化、支え手となる世代の減少などが続き、市民福祉の課題も増加すると考えられますが、市民・事業者・行政が協働して、日頃からの地域での活発な話し合いにより、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな福祉を推進することができるあり方(ローカルガバナンス)を実現していきます。

その結果、市民の生活の安心につながり、誰もが役割をもち、市民が将来に明るい期待をもてる地域社会が構築されて、市民・事業者・行政の相互の福祉力、課題に寄り添い解決する力がさらに高まっていくことを目指します。



3. 「市民福祉に関する行動・意識調査」から見る評価 ~計画の実効性の検証~

本計画は「市民福祉条例」の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するための実行計画です。具体的方策に取り組むことは大事ですが、それ自体を目的化するのではなく、方策の実効性を把握することも必要であると考えます。

「市民福祉」に関する基本的な市民の行動や意識を把握することを目的として行われる「市民福祉に関する行動・意識調査」は、計画の実効性を把握し、さらなる方策の必要性を検討するうえで重要な指標です。そのため、調査項目における今後の結果を、市民の視点から見た地域福祉政策に対するひとつの評価指標とし、向上を目指します。

(特に着目すべき調査項目例)

	●日常生活の不安について				関連する方策
	・気軽に相談できる知人がいないこと・孤独であると感じること・買い物やゴミ出し、電球の交換など、普段の生活におけるちょっとした用事や困り事	「不安なし」と回答する割合の増加	(35.8%) (44.9%) (49.4%)	\rightarrow	〇市民の能動的参画の促進 〇地域福祉のプラットホームの構築
	●地域における福祉の問題				
	・配慮を必要とする方への見守りや手助けなど援助が減っている ・地域活動の担い手が不足している	「そう思わない」と回答する割合の増加	(12.0%) (11.5%)	\rightarrow	○フォーマルサービスの安定的供給 ○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットホームの構築
	●地域活動への参加状況				
	・定期的に地域活動に参加している	「参加している」と回答する割合の増加	(15.3%)	\longrightarrow	〇市民の能動的参画の促進
	●市民と行政との関係についての考え方				
	・できるだけ地域住民や近くの事業所、NPOなどで解決するべきだ・地域が主体であり、行政はパートナーとして関与してもらいたい	「そう思う」と回答する割合の増加	(14.6%) (20.1%)	\rightarrow	〇市民の能動的参画の促進
*	●事業者への満足度 (新規)				
7,	・質の高いサービス提供 ・施設や設備の地域開放など地域との交流や貢献	「出来ている」と回答する割合	(-)	\rightarrow	○フォーマルサービスの安定的供給 ○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットホームの構築
	●市の相談窓口に対する考え方				
	・気軽で身近な場所に相談できる窓口がある・総合的な相談ができる窓口がある・おおむね満足している	「そう思う」と回答する割合の増加	(7.2%) (6.4%) (16.8%)	\rightarrow	○フォーマルサービスの安定的供給 ○地域福祉のブラットホームの構築
	●災害時の要援護者支援の手続きに関する周知度				
	・条例で要援護者の情報収集等に関する手続きが定められていることを知っているか	「知っている」と回答する割合の増加	(2.9%)	\rightarrow	○フォーマルサービスの安定的供給 ○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットホームの構築

^{*「}事業者への満足度」の調査項目について新たに設定



